

## 【72 例目】滋賀県（近江八幡市）における 豚熱の患畜確認農場の現地調査概要

拡大豚熱疫学調査チームによる現地調査の概要は以下のとおり。

### （１）農場の概況

- ① 当該農場は、山林近くの平野部に位置する一貫経営農場で、農場の周辺には田畑が存在していた。
- ② 農場周辺では野生イノシシの生息が確認されており、本年7月、9月にそれぞれ約3km 地点で野生イノシシの感染が確認されていた。

### （２）飼養衛生管理関係

- ① 従業員は農場立入時に農場専用の長靴の交換、作業着への更衣、手指消毒を実施していた。
- ② 農場には、農場所有者及びその家族の計4名が飼養豚の管理に従事していた。主な担当作業は決まっており、従業員間で作業を分担していた。
- ③ 各豚舎への立入り時には長靴の交換・踏み込み消毒、豚舎専用作業着への更衣、手袋の交換・手指消毒はいずれも実施していなかった。
- ④ 飼料タンクは農場の外周近くに設置されており、飼料の納入時に輸送車両は農場内に入場しない構造になっていた。飼料業者が飼料タンクで作業する際、長靴の噴霧消毒を実施していたが、農場専用作業着への更衣や手指消毒は実施していなかった。
- ⑤ と畜場への出荷は農場所有車両で実施しており、車両が農場に入る際には、農場入口の動力噴霧器で消毒を行っていた。
- ⑥ 豚を豚舎間で移動する際は、子豚はケージで運搬しており、ケージは汚れた際に洗浄していた。肥育豚は日齢に応じて畜舎を移動させており、移動の際は豚舎間を歩かせていたが、通路の消毒は実施していなかった。
- ⑦ 農場では主にパイプラインで自動給餌していたが、離乳豚を収容するユニットタイプの豚舎では、飼料タンクから給餌車で飼料を運んで手給餌していた。給餌車が豚舎に出入りする際、給餌車の洗浄・消毒は実施していなかった。

- ⑧ 飼養豚への給与水は、井戸水を使用していた。
- ⑨ 糞はコンポスト及びたい肥処理施設でたい肥化し、肥料会社に販売していた。出荷の際には、農場の車両を使用していた。
- ⑩ 農場内の3豚舎のうち、繁殖・分娩・肥育を行う2豚舎には防鳥ネットが設置されていたが、一部に破損が認められたほか、豚舎の壁面などにも破損が認められた。
- ⑪ 離乳豚を収容するユニットタイプの豚舎の設置場所は、天井部分を屋根で覆う構造だったが、側面に壁はなく、防鳥ネットは設置されていなかった。
- ⑫ 離乳豚を飼育するユニットタイプの豚舎におけるふん尿については、数日に一回、バキューム車で農場内の処理施設に運ぶ必要があり、その際、車両は一旦農場外に出る必要があった。また、当該車両が農場を出入りする際、入場時に動力噴霧器で消毒を行っていた。
- ⑬ 死体は農場内のコンポストで処理されていた。

### (3) 野生動物関連

- ① 衛生管理区域の周囲は、ワイヤーメッシュ柵で区分され、農場出入口には移動式のワイヤーメッシュ柵が設置され、使用時以外は閉鎖されていた。ただし、出入り口の柵には、下側に10 cm程度の隙間があった。
- ② 飼養管理者によれば、農場近隣ではイノシシは確認していないが、近くの山林付近ではイノシシが目撃されていたとのこと。
- ③ 飼養管理者によれば、農場内、豚舎内でネズミやネコを確認することがあったとのこと。調査時に離乳豚舎の飼槽内にネズミの糞が確認された。

### (4) 臨床症状の経過

- ① 当該農場では令和元年11月に初回の豚熱ワクチン接種が実施されており、その後、基本的に2週ごとに豚熱ワクチン接種が実施されていた。
- ② 本年9月中旬に分娩舎から移動した離乳豚群で、10月5日に2頭死亡、同居豚で元気喪失、パイルアップが確認されたことから、農場主が家畜保健衛生所に通報し、病性鑑定を実施した。

(以上)